

横浜市立境木中学校

P T A 規約



横浜市立境木中学校 P T A

横浜市立境木中学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は横浜市立境木中学校 P T A と称し、事務所を境木中学校内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は次のことを目的とする。

1. 家庭と学校との関係を深め教育的効果向上に協力。
2. 家庭と社会における生徒の寄祉の増進。
3. 会員の研究及び親睦。
4. 学校の教育的環境の整備。

(方針)

第 3 条 本会は次の方針によって活動する。

1. 本会は教育のための民主的団体として、自主性を持ち、他の団体や機関の支配・統制・干渉を受けない。
2. 本会は特定の政党や宗教にかたよらず、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会は学校の教育活動を助けるために意見の具申、参考資料の提供をするが、直接に学校の管理や教員の人事には干渉しない。

(会員)

第 4 条 本会の会員は次の通りである。

境木中学校に在籍する生徒の保護者と境木中学校の教職員で構成する。

(会計)

第 5 条 本会の会計は次の通りである。

1. 本会の経費は会費及びその他の収入による。
2. 会費は一世帯月額350円とする。
但し総会の決議により会費額その他を変更することができる。
3. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄である。

第 2 章 組 織 ・ 機 関

第 6 条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 活動委員会
5. 会計監査委員会
6. 推薦委員会
7. 特別委員会

(総会)

第 7 条 総会は定期総会(上期・下期総会)と臨時総会の2種類とし、主な事業は次のとおりである。

1. 役員及び会計監査委員の選出・承認(下期総会)。
2. 活動報告並びに決算報告及びその承認・役員離任・新役員の就任・活動計画並びに予算の審議及び承認(上期総会)。
3. 規約改正。
4. その他本会の重要事項。

(総会の成立と決議)

第 8 条 1. 総会は紙面もしくはweb総会とすることができる。総会の成立は会員の1/3以上の回答により成立する。但し委任状の提出をもって回答にかえることができる。
総会の決議は、規約改正を除き(第19条参照)、回答者の過半数の賛成が必要である。
2. 1についての未回答は賛成に含むものとする。

(臨時総会)

第 9 条 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員の1/3以上の請求があった時に開くことができる。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は本会の役員・各委員、及び校長・副校長をもって組織し次の事項を行う。

1. 総会の決定事項の執行。
2. 活動計画及び予算の審議。
3. 各委員会からの提案事項の審議及び執行。
4. 総会への報告事項の作成。
5. 必要な場合に特別委員会の設置及び改廃。
6. 不測の事態等による緊急時には協議の上、規約によらない活動ができる。
7. その他必要事項。

(活動委員会)

第11条 委員会の種類は次の通りである。

1. 活動委員会は、各学年から選出された学級相当数×3名以上の会員と教員若干名で組織する。
会員と、学校・生徒・地域を繋ぎ、教育活動の効果をあげるための協力活動を行う。
活動の内容、種類、人数等は運営委員会で決定する。
2. 活動委員会は、次の係で構成される。
(イ) 広報、保健、行事サポート、推薦の4つの分担を基本とする。
(ロ) 運営委員会が認めた場合は、その他必要な係を追加することができる。

(特別委員会)

第12条 特別委員会は本会の事業実施上運営委員が必要としたとき設けることができる。

但し特別委員会はいかなる事業計画についても運営委員会にはからなければならない。

第 3 章 役員会 及び 会計監査委員会

(役員)

第13条 1. 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名 (保護者)
2. 副会長 2名 (保護者)
3. 書記 3名 (保護者2、教職員1)
4. 会計 3名 (保護者2、副校長)

2. 上記役員に校長を加えて役員会とする。
3. 役員会は会務全体を統括することとし、基本的事項の企画立案、緊急事項及び総会や運営委員会から要請された事項などを審議、処理する。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は次の通りである。

1. 会長は本会を代表、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代行する。
3. 書記は総会・運営委員会等の議事を正確に記録しその他庶務にあたる。
4. 会計は次の事項を行う。
(イ) 予算原案を作成し、運営委員会及び上期総会に提出する。
(ロ) 総会で決定した予算案に基づいて会計事務を処理する。
(ハ) 上期総会においては会計監査委員会の監査を経た決算報告をする。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は1年とし、再任をしてもよい。

但し同職は3年を越えることができない。(教職員は例外)

欠員があったときの補充者の任期は前任者の残任期間である。

(会計監査委員会)

第16条 下期総会で選出された2名の監査委員で会計監査委員会を組織し、会計を監査する。

但し会計監査委員は役員や他の委員を兼任できない。

就任は4月とし、任期は1年。但し再任はしてもよい。

第 4 章 役員・会計監査委員・推薦委員及び委員長の選出

第 17 条 役員・会計監査委員・推薦委員の選出は次の通りである。

1. 推薦委員会は次の方法により組織する。
 - (イ) 推薦係の 4 名。
 - (ロ) 委員長は、役員より 1 名選出。
 - (ハ) 教員より 2 名選出。
2. 推薦委員会は、役員及び会計監査委員の候補者を選定する。
3. 役員及び会計監査委員の候補者は総会の承認をもって決定する（候補者の氏名は発表する前に被指名者の同意が必要である）。

第 5 章 慶 弔

(慶弔の関係)

第 18 条 慶弔に関する規約は、別に定める規定に従うものとする。

第 6 章 改 正

(規約の改正)

第 19 条 規約は総会において出席者の 2 / 3 以上の賛成により改正することができる。

(施行年月日)

第 20 条 本規約は昭和43年5月17日より施行する。

昭和 53年 5月12日 改正：会費値上げ（月額200円→250円）

昭和 55年 2月29日 制定：慶弔規定設定

昭和 62年 2月27日 改正：役員人数変更

書記 父母 1、教 1 → 父母 2、教 1

会計 父母 1、教 2 → 父母 2、教 1

平成 2年 2月28日 制定：委員・委員長選出規定設定

平成 4年 2月24日 改正：会費値上げ（月額250円→350円）

平成 5年 2月26日 改正：推薦委員会第 17 条 1

平成 12年 2月25日 改正：推薦委員会第 17 条 1

平成 15年 2月26日 改正：会員第 4 条 1. 2

会計第 5 条 2

常任委員会第 11 条

役員第 13 条

平成 21年 5月25日 改訂：第 2 章組織・期間第 6 条

: 総会第 7 条 条文の変更・追記

: 総会の成立第 8 条 条文の追記

: 第 3 章 第 13 条、第 14 条 条文の訂正・追記

: 第 4 章 第 17 条 条文の削除・追記

平成 25年11月29日 規約内委員会呼称変更

平成 26年 5月19日 改訂：第 2 章 第 7 条、第 8 条、第 11 条 条文の訂正・追記

: 第 3 章 第 14 条、第 16 条 条文の訂正

平成 28年 5月26日 改訂：第 2 章 第 8 条 条文の訂正

令和 元年 5月21日 改正：第 4 章 第 17 条 1.(ロ) 条文の変更

令和 2年 9月15日 改正：第 2 章 第 8 条 2. 3 の改正

令和 4年12月23日 改正：第 2 章 第 8 条 1. 2. 3 の削除・追記

: 第 2 章 第 10 条 条文、6 訂正・追記

: 第 2 章 第 11 条 条文、1～4 削除・追記

令和 5年10月 3日 改正：第 2 章 第 11 条 1・2 の削除、条文の変更

令和 6年 1月11日 改正：第 2 章 第 6 条 4 の変更、6 の追加

: 第 2 章 第 8 条 条文の追記

: 第 2 章 第 11 条 1・2 の追加

: 第 4 章 第 17 条 1・2・3 の変更

: 第 4 章 第 18 条 の削除

横浜市立境木中学校PTA慶弔規定

第1条 目的

この規定は本校PTA会員ならびにその子女について慶弔の意を表わすことをもって目的とするものである。

第2条 上記の目的を達するために次の規定を定める。

1. 教職員結婚のとき 5,000円
2. 教職員の出産祝い金 3,000円
3. 教職員の転退職
 - (1) 勤続年数1年以下は3,000円、1年増すごとに2,000円を加算する。
ただし20,000円を限度とする。
 - (2) 定年退職の場合は別途考慮する。
4. 見舞
 - (1) 教職員 入院2週間以上にわたる場合3,000円
 - (2) 生徒 教職員に準ずる
5. 死亡
 - (1) 会員 供花並びに香料10,000円
 - (2) 生徒 供花並びに香料10,000円
 - (3) 教職員の一親等・配偶者 供花並びに香料 5,000円
教職員の同一世帯の義父母 供花並びに香料 5,000円
 - (4) 技術員、管理員、校医等 供花並びに香料 5,000円

第3条 第2条の規定に関わらず、会長が必要と認める場合は役員会に於いて別個に慶弔の意を表わすことができる。

第4条 この規定は昭和55年1月1日にさかのぼって施行する。 平成 28年 5月26日 改訂：第2条の6の削除

横浜市立境木中学校 P T A 委員選出規定

第1条 目的

この規定は本校 P T A 会員から委員を円滑に選出する事を目的とする。

第2条 委員選出

1. 新2・3年生の活動委員選出は前年度下期に行う全員提出によるアンケート結果に基づき行われる。対象者多数の場合は教職員立ち会いのもと抽選を行う。
2. アンケート未提出の場合、いずれかの係の抽選対象となる。
3. 新1年生については、入学式後の P T A 説明会において選出及び係決めを行う。

第3条 この規定は運営委員会の総意をもって改訂することができる。

第4条 この規定は平成26年5月から施行される。

- 平成 28年 5月26日 改訂：第2条の1に追記
改訂：第2条の3の追加
- 平成 29年 5月25日 改訂：第2条1の括弧内削除
- 平成 30年 5月15日 改訂：第2条1の括弧内及び3の削除
第2条の括弧内の追加
- 令和 5年 3月 2日 改正：規定名の改正
改訂：第1条の変更
：第2条の括弧内の変更
：第3条の削除
- 令和 6年 1月11日 制定：第3条の設定
改正：第2条1・2・3の追加
：第3条の削除